

## 電子書籍・電子雑誌の収集と提供 — 現状と今後の課題

国立国会図書館 収集書誌部長  
豊 田 透

### はじめに

国の文化財を収集・蓄積する責務を持つ国立図書館として、インターネット上に存在する電子書籍・電子雑誌を納本制度の一環として収集することは、どの国においても 10 年来の懸案です。当館においても、インターネット情報の収集開始以来、制度収集の対象を着実に拡大し、現在は民間商業出版物として販売されている電子書籍・電子雑誌の制度収集に取り組んでいます。

本日は日本の電子出版の状況や当館の現在までの取り組みと今後の課題を紹介し、この共通の課題についての業務交流の材料にできればと思います。

### 1 日本の電子出版事情

#### (1) 公的機関の情報

日本における公的機関の情報の電子的提供については、特に 2000 年代前半以降積極的に推進されています。その中には、従来紙で出版されてきた、法令・通達類、計画・施策・実績報告、審議会の報告書・議事録、統計書、白書・年次報告などが含まれ、現在では各機関のホームページを通じて大多数が電子的に提供されています。

これらの情報は PDF 等のファイル単位で提供されることもあれば、ホームページに HTML で掲載されることもあるため、図書館としては両者を合わせて収集・蓄積する必要があります。当館における収集の形態については 2 で説明します。

#### (2) 民間の電子出版事情

次に、近年の民間の電子出版事情を簡単に紹介します（図 1）。日本における電子書籍の出版点数は、2010 年末時点の累積が約 22 万点、当然その後増え続け、来年 2014 年末には 100 万点に達する見込みです。

日本の電子書籍の特徴を示すグラフはご覧の通りです。ジャンル別市場規模をパーセン

ページで示すと、コミックが 75%を超えていることが大きな特徴です。ジャンル別のタイトル数を見ると、最も多いのは実用書の 43%、コミックと文芸書がそれぞれ 25%、雑誌は 1.25%に過ぎません。いずれもジャンルや対象機器に偏りがあること（携帯電話向けコミックなど）、また ISBN の付与率が低いなど、出版文化としての成熟度がまだ低いことが特徴と言えます。

2012 年には、電子化タイトル数の底上げのため、経済産業省が「コンテンツ緊急電子化事業」を実施し、特に東日本大震災被災地の電子出版支援を主眼として既存資料の電子化の要望を募りました。この事業により最終的には約 65,000 点が電子化されましたが、決して順調ではなく、電子化に対する躊躇の様々な要因も顕在化しました。

とは言え、電子出版物、国立図書館から見れば国民の知的産物として収集保存すべき対象が、爆発的に増加している状況であることは言うまでもありません。

### (3) 販売流通状況

続いて、電子化された民間出版物の販売流通状況を紹介します（図 2）。日本国内の電子書籍ストアは、コミックを中心に早くから立ち上がってはおりましたが、事業者の数が多く乱立状態です。また、日本語の文字や縦書きという特徴の影響もあり、フォーマットの点で、世界的な標準となりつつある EPUB に収束せず各ストアの仕様が微妙に異なります。一方、2012 年後半から大手海外事業社が日本国内でのサービスを開始し、特に Amazon の Kindle ストアは順調にシェアを伸ばしており、一強の様相を呈しています。

当館の納本制度において、紙資料については出版物の大手取次会社を経由する形態が長年うまく機能してきたものの、電子出版についてはこうした形態にほど遠く、収集にあたって流通ルートのどの時点のどの仕様の出版物を対象とするか、まだ確定できない状況です。

### (4) 公共図書館向けサービス

公共図書館における電子書籍提供サービスは、例えばアメリカでは 6 割を超える図書館が導入しているのに比べ、日本では十数館ときわめて少ない数にとどまっています。しかし、ここ 1~2 年の間に、電子書籍提供ルートとしての図書館に着目した出版界側からの事業計画が順次発表されており、急激に機運が高まっています。

## 2 国立国会図書館の電子図書館サービス

### (1) 制度収集の歩み

国の出版物の網羅的収集を責務とする国立図書館として、当館は電子出版物を制度的に収集・蓄積できるよう、法改正や関係機関との協議を順次進めてきました。全体像を図と年表で紹介します（図 3、図 4）。

一番左の「伝統的な出版物」が、概念図ですので小さく描いてありますが、今なお蔵書の大半を占めている「紙の納本資料」です。ここに隣のパッケージ系電子出版物が加わっ

たのが、年表にあるとおり 2000 年 10 月でした。無形の資料については、まずインターネットのウェブサイトについては、2002 年からの許諾による選択的蓄積実験事業を経て、2010 年から法に基づく制度収集へ発展的に移行しました。ただし、まだ国等の公的機関に限定されています。

収集はウェブサイトとして実施していますが、この中で図書・雑誌のように著作としてまとまっている部分を切り出し、「オンライン資料」としても提供しています。この形で提供している公的機関の著作物の数は、国の機関が 45,000 件、地方公共団体が 80,000 件以上に及んでいます。

この「オンライン資料」について、その下の民間出版物についても制度収集することがまさに現在進行中の課題であり、本日のテーマです。詳しくは 3 で説明します。

## (2) 大規模デジタル化資料

一方、当館では既存の蔵書のデジタル化も大規模に進めてきました。過去の業務交流でも採り上げたのでここでは詳細は省略しますが、特に 2009 年度と 2010 年度の補正予算で実施した「大規模デジタル化事業」において、それまで 10 年間分のデジタル化予算のさらに約 10 倍、約 137 億円の予算をかけて蔵書のデジタル化を進めました。現在、約 226 万点のデジタル化資料が提供されています。このうちインターネットで館外から閲覧できる資料は約 47 万点、残り（約 179 万点）は館内での閲覧です。著作権者の利益を脅かさないよう、民間のコンテンツビジネスを阻害することのないよう、関係団体の合意を得ながら、デジタル化とその提供を進めています。

## (3) 提供（「国立国会図書館デジタルコレクション」）

当館では、これらの資料を「国立国会図書館デジタルコレクション」として提供しています。図 5 の概念図をご覧ください。ここに、大規模デジタル化による図書・雑誌、その他の古典籍や博士論文、憲政資料、歴史的音源、そして「オンライン資料（電子書籍・電子雑誌）」が含まれます。民間の電子書籍・電子雑誌もこの仲間に加わることになります。

# 3 電子書籍・電子雑誌（民間）の制度収集と提供

## (1) 検討の経緯

それでは、本日のメインテーマであります民間の電子書籍・電子雑誌の制度収集について紹介します。

当館においては、この制度化に向けた検討は「納本制度審議会」を中心に進めてきました。審議会は館長が委嘱する学識経験者から構成されており、館長の諮問に対して答申を取りまとめる役割を担っています。著作権法・行政法等の法律分野や経済産業政策の分野、出版業界団体、著作者団体、図書館界など、関係するすべての領域から、わが国のトップクラスの有識者や代表者が顔を揃えており、納本制度に関する国レベルの重要課題がここで方向付けられます。

本日のテーマの関連では、まず 2010 年に「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」という答申が出されました。さらに 2012 年、この制度的収集を行うに当たって補償すべき費用についての中間答申がまとめられました。

結論だけ端的に言いますと、民間の電子書籍・電子雑誌の収集制度化を促しつつ、補償等の解決できない問題点については検討を継続し、まずこれらの問題が生じない資料群について制度収集を開始する、という内容になっています。具体的にどうということかと言いますと、先ほどの全体図を詳細化した図 6 をご覧ください。民間のオンライン資料を有償／無償と DRM の有無という点から 4 つのグループに分け、このうちの A グループ、すなわち、無償かつ DRM が付与されていない資料から収集を開始することを提言しています。

## (2) 国立国会図書館法等の改正

当館では、納本制度審議会のこの答申及び中間答申に沿う形で、国立国会図書館法の改正並びに下位規定の整備を進めました。改正館法は 2012 年 6 月に公布され、2013 年 7 月 1 日に施行されました。また、館法の附則や下位規定において、当面のより具体的な運用を定めました。いくつか例を紹介します。

納入義務対象資料は、①特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されたもの、②特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で作成されたもの、のいずれかであって、無償かつ DRM のないもの、としました。また、紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があったもの、大学の機関リポジトリ等長期利用目的で消去されないもの、等を対象から除外することも定められました。

## (3) 収集の開始

こうして、限定的な対象範囲ではありますが、制度収集の開始に漕ぎ着けました。開始に先だって、出版者を対象とする説明会を 2 回実施し、いずれも定員いっぱいの参加があり、関心と期待の高さを感じさせました。無償かつ DRM なしの資料ということは、その出版者の多くは実際には商業出版社よりも学協会、大学などであることを意味します。

収集開始は 2013 年 7 月、つい先日のことですのでまだそれほど収集が進んでいるわけではありません。また、館内提供は 10 月開始を予定しています。

ここで収集方法、出版者側から言えば納入方法について紹介しておきます。方法は 3 つ用意しています。まず、出版物の所在（インターネット上のアドレス）を当館に通知し、当館が自動収集システムにより収集する方法です。また、当館が HP 上に用意するフォームに出版物のファイルを添付して送信する方法もあります（ただしこの方法はシステム開発のため 2013 年度末頃の開始となります）。3 つめは、媒体（DVD-R）に記録して納入する方法です。後者 2 つの方法の場合は、必要最低限のメタデータを合わせて送信・送付することを義務づけています。

## (4) 出版業界との論点

一方、残された B、D、特に民間の商業出版物の大半が含まれる C のグループの制度収集については、先ほど述べた通り多くの問題が立ちはだかつており、どの国の納本図書館も出版業界も調整に苦慮している状況ではありますが、成り行きを待ってのんびり眺めているわけにも行きません。

出版業界との争点はいくつかありますが、特に重要なものは前述の 2 点、納入時の DRM とフォーマットの問題と、「有償」出版物に対する補償の問題です（図 7）。

まず納入フォーマットや DRM 解除措置について、当館としては、長期的な保存と提供のためにはマイグレーションが可能な状態での納入を望みます。DRM について言えば、解除した状態か、付与した状態の場合は解除の仕組みも合わせて納入してもらわないと困ります。出版者側は DRM がない、または解除される可能性を残したまま納入することに対して不信感があり、また、そのための手間もかかります。

有償出版物に対する経済的補償については、日本特有の問題があります。日本では、現在の納本制度の発足以来、納本に際しては基本的に「代償金」を支払っています。定価が明確である紙資料についてはその算定は比較的シンプルですが、同等の制度を電子出版物に対して運用することは理論的にも実務的にも困難であり、納本制度審議会においてもその旨の答申がなされています。しかし、商業出版物を作成する側からは、紙資料と同様に何らかの経済的補償を求める主張が強くなされています。

納本制度審議会での調査審議、当館の政策議論、関係団体との協議、さらには各国の事例なども踏まえてこれらの論点を解決することが、現在最も重要な課題となっています。

#### (5) 日本型解決に向けて

このように、法律や運用ルールを国が決めたのでただちに従いなさい、という理屈だけでは収集ができない状況があり、その中には補償のように日本特有の問題点もあります。したがって解決方法も日本特有のものとなるかもしれません。国の文化財を国立図書館が責任を持って収集・蓄積するという総論については疑義がありませんので、国立図書館としての毅然さは保持しつつ、一方で商業出版界へ配慮しその損失を最小限にとどめ、さらには出版界の発展に寄与できるような協調的解決が望まれます。

日中両国における共通点や相違点について、このセッションを通じて有益な情報交換ができればと思います。